

環境会計の実証的考察（要旨）

本論文の目的

本論文の目的は（１）自発的環境情報開示の経済的効果の検証と（２）コンバージェンスがもたらした会計基準適用の経済的効果の検証の２つである。

会計基準として規定されているものを除き、日本では環境情報の制度的開示は行われておらず、環境情報は企業によって自発的に開示が行われてきた。日本は世界トップレベルの開示企業数を有し、20年近くの環境報告実務の歴史がある。しかし、企業側の環境報告実務の進展とともに、環境報告に対する疑問も呈されている。その最たるものが、環境報告の効果が不明確であるというものである。これまでのわが国における環境会計研究は、環境報告書の開示内容の分類や、開示企業の特徴の整理が中心であった。環境会計情報が投資家の意思決定に与えた影響について検証した先行研究は、米国や欧州でのものと比べると極めて少ない。また近年、環境報告書の開示数は高止まりしている。前述の環境報告への懸念と合わせ、各社が自社にとって真に意味のある環境報告を模索する時期が訪れていることを示しているものと考えられる。現状の開示情報が企業にどのような経済的効果をもたらし、投資家が環境情報をどのように意思決定に利用しているのかを確認することが肝要である。そのための示唆を得るために、自発的環境情報開示の経済的効果を実証することが第１の目的であった。

いま１つの目的は、コンバージェンスがもたらした環境会計基準適用の経済的効果を検証することであった。IFRSによる環境関連の会計基準の影響は、2008年３月に公表された企業会計基準第18号と適用指針第21号によって導入された「資産除去債務に関する会計」によって、日本にも及んでいる。企業会計基準第18号では、初年度開示の時点で既に資産除去債務計上の対象となる有形固定資産を保有している場合、新たに資産除去債務を計上し、当該債務の償却累計額に相当する金額は特別損失として計上される。本論文はこの特別損失が投資意思決定に利用されているかどうかを検証することで、会計基準のコンバージェンスによって有用な情報がもたらされたかどうかを明らかにしようとした。

こうした目的のもと環境会計の実証分析を行ったのは、以下にあげた４つの問題意識からであった。第１に、環境問題に取り組む企業が増大していることがある。第２に、第１の理由を背景として、企業が環境会計を経営のツールとして活用していることがある。第３に、環境という視点が会計学の枠組みに組み込まれる過程で、国際財務報告基準や米国会計基準では従来の資産や負債概念の拡張を行っており、これがコンバージェンスを通じて日本の会計基準に影響を与える可能性があることである。第４に、第１から第３で挙げた理由で重要性は高まっているにもかかわらず、日本における研究の蓄積が欧米と比べて圧倒的に少ない点である。

第１の問題意識は、今日、多くの企業が経営行動を決定するうえで環境について言及す

ることに表れている。環境政策は一部の企業だけではなくほとんどの企業が取り組む施策となり、多くの企業が環境関連市場での成功を将来の成長戦略の柱として重視している。第 2 に、経営ツールとして環境会計が活用される機会が増えている

第 3 に、近年国際会計基準審議会（IASB）では、環境問題に関連する会計基準を公表しており、この潮流のなかで、資産除去債務に関する会計基準が適用され、排出量取引に関する会計処理の議論も行われた。こうしたコンバージェンスによる環境情報のオンバランス化がどのような経済的影響をもたらしたのかについては、未だ明らかになっていない。

第 4 に、環境会計に関する実証研究の少なさである。特に、開示された情報が投資家の意思決定に与えた変化について検証したものが少ない。欧米では投資家の投資意思決定やアナリストの分析に環境会計情報が与える影響などを検証した研究が多数存在している。

このような問題意識のもと、本論文は企業の自発的環境報告、排出量取引の会計制度、CO₂ 排出量情報の情報価値、資産除去債務の会計処理、資産除去債務の実態調査、資産除去債務の会計基準の初年度適用に伴う特別損失の価値関連性、というテーマを検証してきた。以下では、分析結果を要約し本論文の結論と、そこから得た示唆について述べる。最後に本論文の今後の課題をまとめる。

分析対象と分析の視点

本論文の検討にあたっては、環境会計のうち外部者に報告するものを外部環境会計と呼び、その目的を投資家に対する情報提供機能に限定して考察した。外部環境会計が情報を提供する対象について論じている先行研究では、投資家以外の幅広いステークホルダーを対象として論じるものも多い。たとえば Gray[1987]（邦訳・山上ほか[2003]）は、外部化されていた環境負荷の除去コストが内部化されていくプロセスに着目して、社会や将来世代への情報提供機能や、利害調整機能が強調している。

こうした先行研究による整理があるなかで本論文があえて外部環境会計の目的を投資家に対する情報提供機能に限定したのは、外部環境会計の論点を明確にしてこの後の検証を行うためである。社会システムとして外部環境会計よりも長い歴史を持ち、広く浸透している財務会計が有する概念フレームワークを、比較的歴史の浅い外部環境会計に援用したいと考えた。このようにすることで、外部環境会計が情報提供機能を果たすために必要な論点を洗い出すことができると考えた。

こうした論点の整理の結果、本論文は、自発的環境報告については、情報価値の存在を確かめることに焦点を当てた。第 4 章で環境報告の実態を概観し、その後第 5 章において環境報告が株式市場において情報価値を有しているのかを、実証的手法を用いて検証した。

排出量取引の会計については、排出権そのものではなく、自発的環境報告によって明らかにされている CO₂ 排出量情報を用いて間接的に排出量取引情報を扱うことにした。具体的には、業界内他社と比較した場合の相対的な排出量を算出し、株主資本コストとの関係を検証した。また、環境報告の開示の有無だけではなく、開示の内容に踏み込んで検証す

ることを目指すため、排出量削減目標の設定についても検証対象とした。ここで用いる情報の参考とするため、排出量情報そのものの実態調査や、排出量取引規制が登場した際に想定した財務的影響の試算結果も行った。

最後に、資産除去債務の会計については、3つの外部環境会計領域の中で唯一実質的な制度開示が行われている点を重視し、意思決定有用性のある情報となっているかを、会計基準の適用初年度に着目して検証を行うことにし、資産除去債務の実態分析と価値関連性の分析の両方を行った。

本論文の検証結果

以上の分析の結果得られた本論文の結論は次の通りである。

第1に、論点（1）自発的環境情報開示の経済的効果の検証に対しては、以下のような結論を得た。まず、日本企業が継続的に実施してきた環境報告書の発行は、発行されること自体も株主資本コストを低下させる効果を持つが、開示回数が増えるほど、つまり、継続して開示するほど、株主資本コストも相対的に低くなることを示唆することができた。この報告継続期間と企業価値評価の間の関係を、伊藤[2011]では「経年優価」と呼んでいる。これに加えて、追加検証で各社の環境マネジメント体制（専門部署の設置、ISOの取得、環境会計の導入、グリーン調達）を調査したところ、環境報告書の継続開示年数と環境マネジメントの間に正の相関が見られた。ここからは、株主資本コストの間に負の相関が確認された背景には、投資家こうした実態面の変化を読み取っている可能性を指摘できる。

同様に論点（1）については、日本企業が自発的に開示してきた環境報告書の内容の1つであるCO₂排出量情報を用いた検証も行った。検証の結果、CO₂排出量が業界他社よりも大きい企業に対して、株式市場が相対的に高い株主資本コストを示すことが示唆された。この研究は先行研究からリサーチ・デザインを改善した。具体的には、同業者間で比べた場合の相対的なCO₂排出量の大きさや削減率を用いた点である。

論点（2）のコンバージェンスがもたらした会計基準適用の経済的効果の検証については、限定的な結果を示すに留まった。

資産除去債務の会計基準適用に伴う調整額について検証したが、既存資産に資産除去債務の対象となる有形固定資産があり、資産除去債務の合理的な算出が可能であった企業のうち、資産除去債務に相当する引当金を過去に計上していないか、資産除去債務に相当する引当金を計上していたが、推定された資産除去債務がそれよりも大きかったかのどちらかの場合である。どちらの場合であっても、想定されていなかった将来の除去コストが資産除去債務の会計基準の適用によって投資家に明らかになったことになる。株式市場がこの想定されていなかった将来の除去コストに対してネガティブな評価を与えているならば、企業会計基準第18号が意図した「投資に資する情報」が、会計基準の採用によって提供されたことを示せると考えた。

しかし検証結果からは、企業会計基準第 18 号の適用がもたらした経済的効果は極めて限定的であるといわざるを得ない。残余利益モデルに会計基準適用に伴う調整額を加えたモデルにおいて C_ARO の係数が有意な負の値で推定されたのは、資産除去債務の会計基準適用に伴う調整額と資産除去債務の両方が貸借対照表に計上されている企業のみであった。資産除去債務の会計基準適用に伴う調整額が開示されていても、資産除去債務の開示が省略されている企業群では、その情報は投資家の情報意思決定に資するものとは言えないようである。

前章の実態分析からは、資産除去債務の会計基準が制度開示の一部であっても、重要性の原則や合理的な見積もりの不確実性を理由に、企業が資産除去債務の開示を回避することが出来る可能性が示唆された。さらなる検証が必要ではあるが、こうした企業の裁量が許されている状況下では、資産除去債務の会計基準がもたらす情報が投資家の意思決定に役立つことが難しいのかもしれない。

しかし、実態分析からはいくつかの興味深い結果が明らかになった。たとえば、従来まで一部の企業しか開示していなかった将来の除却コストに関する情報が、幅広い業種において投資家に提供されるようになっていくことが明らかになった。大規模な工場や採掘設備等を保有している企業に加え、小売業やサービスといった企業への影響が思いのほか大きいことも発見であった。

こうした検証結果は、次のような貢献を既存研究にもたらしめている。

開示実務への示唆

本論文では、環境報告書ならびに温室効果ガス排出量開示が持つ株式市場に対する経済効果を研究した。その結果、環境報告書の継続開示と温室効果ガス排出量の企業間比較が、投資家の投資リスク判断に折り込まれている可能性が示唆されていた。企業は環境情報の開示が自社にもたらす効果を実感できていないというアンケート調査（経産省[2007a]、日経エコロジー[2009]）があったが、本章の分析結果に基づけば、限定的な結果ではあるが、環境報告の継続的な開示や、環境負荷低減の取り組み、目標値の公表によって、自社の環境に起因する将来業績リスクに対する市場のネガティブな反応を押さえることができると考えられる。

日本企業を取り巻く状況が変化し、環境情報の開示企業数が極限まで増加した今日、開示のコストとベネフィットに苦心する開示担当者は多いと考えられる。しかし、本分析の結果から、開示がもたらすベネフィットとそのベネフィットを向上させる方法の示唆を得ることができた。積極的な温室効果ガス排出量の削減努力とその開示によって、企業は市場から推定される環境リスクを低下させることができるだろう。また、継続して情報を開示することは株式市場から信頼を得ることができるかもしれない。こうした示唆は、今回検証した項目以外の情報を組み合わせた検証を行うことで、さらに有用さを増す可能性があると思われる。投資家が環境報告書や、報告書の中で開示されている内容を投資判

断に加えている可能性が示されたことは、開示実務への示唆であると考える。

開示制度への示唆

一方で、本稿が行った実態調査からは、企業間で開示バウンダリーがかなり異なっており、厳密な比較が困難であることが確かめられた。現在の日本企業の環境情報の開示は、一部の企業については開示義務が課されているものの、基本的には企業の自主性にまかせて行われている。自発的な開示には、規制側が情報内容を規制しない分、企業が自身を最もよく表すと考えている情報が投資家に与えられるという点で、法定開示より優れた面もある。しかし本論文の調査によれば、同一企業の経年比較は容易でも、他社との比較には情報収集やバウンダリーの調整のために情報利用者が負担する追加的コストが相当程度必要であることがうかがえた。したがって、環境情報開示は情報としての価値を高めるためには、やはりなんらかの画一的な開示を取り入れるか、あるいは CO2 情報のように情報ニーズと情報価値の存在が比較的明らかなものについて開示を求めるといった、制度面での対応も必要な時期に来ていると考える。

残された検証課題

本論文が扱うことのできなかった検証課題として、第 1 に、資産除去債務の価値関連性研究において、資産除去債務そのものの価値関連性を検証できていない点である。今回、資産除去債務に関する検証を行う際には会計基準適用に伴う調整額を採用したが、貸借対照表上に計上される資産除去債務を当初は扱う予定であった。しかし、資産除去債務の会計処理の特徴である両建処理によって貸方と同時に借方に計上される有形固定資産の取り扱いに苦心しており、検証方法を模索している。本論文で扱った資産除去債務の会計基準適用に伴う調整額は、適用初年度にのみ生じる金額である。適用 2 期目（2011 年度）の開示が始まれば、この調整額の影響を除いた検証も可能となる。引き続き検証を進めることができると考えている。

第 2 の課題が、推定的債務についての検討である。将来の環境コストについて IFRS においては推定的債務、SFAS においては約束的禁反言の原則による契約が、環境負債として認識される対象に含まれていた。現在、同種の定義は日本の会計基準や概念フレームワークの中には見られないが、コンバージェンスの過程で議論の対象にあがる可能性はある。

推定的債務に関して注視すべきは、あるいはもともとの会計基準が意図しているものを越えて、相当に幅の広い解釈が行われている点である。先行研究には、この推定的債務について、自発的な環境報告において企業がその事業における環境負荷を防止・削減・修復する活動を実施する旨を外部公表している場合に、推定的債務の認識を検討すべきだと主張している。

筆者の調べた限り、環境負債についてこの推定的債務を計上している企業の例は確認できなかった。仮に推定的債務を環境負債の領域でも認識すべきであるとするならば、企業

が公表する環境報告の社会的信頼性が高まり、外部者がその目標を公的な責任あるいは約束として認識するような状況が必要であるだろう。残念ながら、現在の日本はそのような状況であるとは言いがたい。いくつかの先行研究が推定的債務の認識を推奨している背景には、企業の安易な目標設定を防止し、かつ、表明された目標を守るべきコミットメントとして厳格に貸借対照表に反映させることで、企業自身の環境保全活動を促進させるという狙いがあると思われる。しかし、企業の環境保全活動を促進させる方法には、優良な環境保全活動を行っている企業に外部者の評価を集めるという方法もある。優良な環境保全活動を行っている企業を積極的に評価し、トップランナー方式で企業全体の環境保全活動の底上げを図っていく状況の方が、現実的であろうと考える。

だが、この点について論証ないし実証を行った研究は未だ存在しない。実際に IFRS ならびに米国会計基準において定義のあるトピックである。今後、コンバージェンスの議論のなかでピックアップされる可能性はある。

第 3 に、環境会計情報の情報インダクタンス効果についての検証が挙げられる。本論文の検討を通して、現状の開示制度に次のような懸念が生まれた。

本論文の検証が示唆したように企業の環境負荷や将来の環境コストについて株式市場が投資判断に反映させるのであれば、企業に対し、環境負荷の削減、ないし将来の環境コスト削減を行うインセンティブを持たせることが出来るはずである。つまり、環境情報の開示が企業に規律づけ効果をもたらす可能性がある。

また、本論文の環境報告における実態調査からは、企業が自社の見えざる価値を伝えるために環境報告を活用したいと考えている姿が見えた。外部環境会計情報には、リスクやコストの情報だけではなく、将来の機会やベネフィットの情報も含まれている。この点について検証することは、やはり企業が環境情報の開示によって、規律付けや動機付けの効果を受けることにつながるだろう。

以上.